

「飲食・宿泊・サービス業等支援金（第Ⅳ期）」申請受付開始！

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和4年1月、2月又は3月の売上が減少した飲食業や宿泊業、サービス業等を営む事業者に対し、従業員規模に応じて支援金を給付します。

令和4年4月18日（月）より申請の受付を開始しますので、お知らせします。

■ **申請期間** 令和4年4月18日（月）～令和4年5月31日（火）

■ **申請方法** 以下のうち、どちらの方法でも申請可能

WEB 《申請受付：令和4年5月31日（火）23：59分まで》

パソコンやスマートフォン等による**WEBサイトからの申請**

郵送 《申請受付：令和4年5月31日（火）消印有効》

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で**事務局へ郵送による申請**

● 申請要領・申請書は、お近くの市町村役場、商工会、商工会議所、振興局など（別添資料：配布一覧参照）で配布しています。

● 県ホームページからの申請要領・申請書(様式)のダウンロードは下記アドレスまで

➤ <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00210114.html>

※県ホームページの開設は令和4年4月18日（月）から

■ **問合せ** 『飲食・宿泊・サービス業等支援金（第Ⅳ期）事務局』

電話番号：0120-730-500

※受付期間は令和4年4月18日（月）以降：平日9：00～17：00



■ 概要

≪対象者≫ 次のいずれの要件も満たす事業者

(1) 県内の中小企業基本法に規定する**中小企業者（個人事業主及びみなし大企業を含む。）**

(2) **対象業種は「飲食業・宿泊業・サービス業、製造業（地場産業）など」**

(3) **令和4年1月、2月又は3月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が平成31年、令和2年又は令和3年同月に比して30パーセント以上減少しており、かつ、売上高の比較に使用した年の1月から3月までの3か月の対象店舗等の売上高合計が15万円以上の事業者**

≪支援金額≫ 対象店舗等で常時使用する従業員数に応じて次の額を給付

→第Ⅲ期以前に比べ、売上減少率が高い事業者への**支援金額を増額**（赤字部分が変更箇所）

従業員数	売上減少率	
	30%以上 50%未満	50%以上
0人～5人	15万円	30万円
6人～20人	30万円	60万円
21人～50人	45万円	90万円
51人～100人	60万円	120万円
101人～300人	80万円	160万円
301人～	100万円	200万円

※和歌山県営業時間短縮要請協力金（第3期）の支給対象となる事業者は原則、本支援金の支給対象外

※ その他詳細や申請に必要な書類などは申請要領をご参照ください。

問い合わせ

商工観光労働総務課：和佐・長谷川(2724)
商工振興課：中谷・城下(2745)
企業振興課：西田・阪口(2758)
観光振興課：上野・小西(2777)